

教えて！ファイナンシャル・プランナー（FP）資格

ファイナンシャル・プランナー 永野 智子

ファイナンシャル・プランナー資格（以下 FP 資格）と聞くと、皆さんはどのようなイメージを持たれるでしょうか？

- ・何の資格なのかがイマイチわからない
- ・身近な生活に役立つ資格
- ・投資や税金などお金にまつわる資格
- ・金融機関に就職の際に役立つ資格

といったところでしょうか？

FP 資格は、皆さんがよりよい生活をしていく為に必要なライフ・プランニングや資産形成、保険や不動産、相続や税金など日々の生活に欠かすことができない事象について幅広くコンサルティングができる能力をもつことを示している資格です。また、それらの業務を遂行する上で他の専門家の知識が必要な場合は、税理士や会計士、弁護士などの士業と連携して業務を行います。

実は FP 資格には民間資格と国家資格があります。この2つが混在しているがために、少し理解するのに難しい点があります。

FP 資格の始まりは民間資格でした。1987年（昭和62年）に日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が創立され、翌年に国際 FP 協会（現 FPA）と相互協力で全面合意。1990年（平成2年）に FP 資格認定試験制度を確立し、FP 修了認定試験が協会の統一試験に改められ、修了者を「会員ファイナンシャル・プランナー」（後の「AFP」）として認定したのが始まりです。1992年（平成4年）には米国の IBCFP（現 CFP ボード）と業務提携合意し、日本においても CFP 資格制度が導入決定、2005年（平成17年）には ISO がパーソナル・ファイナンシャル・プランニングの国際規格を発行しました。2010年1月時点の日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の会員数は15万9181名（内 CFP1万6446名、AFP14万2735名）となっています。

一方、国家資格としての FP 資格は2002年4月に職業能力開発促進法に基づき「ファイナンシャル・プランニング技能士」という技能資格が生まれました。等級は最上級の1級、2級、3級の3等級からなり、取得状況は2009年12月時点で1級1万260名、2級16万7404名、3級30万1974名です。技能士資格には医師や弁護士、税理士のようにその資格

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

がなければ業務を行うことができない『業務独占資格』と、資格がなくても業務を行うことはできるが、有資格者でないとその資格名を名乗ることができない『名称独占資格』の2種類があります。FP資格は『名称独占資格』のため、有資格者でなくても業務を行うことができます。しかし、その資格を取得していることで、ファイナンシャル・プランナーのプロとして厚生労働省のお墨付きを得ていると言えるのです。

ちなみに、先に挙げた民間資格であるAFP資格を取得すると、同時に2級ファイナンシャル・プランニング技能士の称号が与えられます。一方、2級ファイナンシャル・プランニング技能士取得者がAFP資格を取得したい場合は、日本FP協会認定AFP研修を修了することによりAFP資格が取得できます。CFP保有者が1級ファイナンシャル・プランニング技能士になるためには、検定の学科試験が免除され、実技試験に合格することにより取得が可能です。

民間資格、国家資格ともに、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、社団法人金融財政事情研究会が運営する技能士センターに登録することにより、継続教育や各種セミナー等でのブラッシュアップ、執筆活動の道が開かれるなどのキャリアアップの支援があります。

このように、民間資格と国家資格が相互関係にあるのです。今回はFP業務についてお話しします。